

日本針灸写真協会 会則 及び 運営規約

第1章 総則

第1条(名称)

本会は日本針灸写真協会(略称、針灸写真協会)と称し、英文名を Japan Pinhole Photographic Society(略称を JPPS)と称する。

第2条(本部・事務局・支部)

1. 本会の主たる本部、事務局を下記に置く。
所在地 千葉県船橋市習志野台 1-22-17-403
2. 本部事務局には必要な職員、若干名を置く事が出来る。

第2章 目的および事業

第3条(目的)

1. 本会は、針灸写真に対して素朴な疑問と興味を示す人々への優しい入門の手引から、針灸写真の原理、歴史、理論、技術などの発展過程の探求や、心理学や宇宙科学技術への貢献など、針灸写真の応用分野への関心をたかめ、又、より深く、より広く、芸術表現を希求する人々のために、針灸写真に対するより深い探求心の涵養と理解、普及に努めることを目的とする。
2. 本会は、青少年教育に重点を置き、針灸写真を通して、素朴な感動や、失敗や歓びを体験し、楽しみながら、科学する心を養い、理科学教育の振興の一旦を担うものとする。
3. 本会は、一般社会に対して、現代における針灸写真の意義を拡め、芸術、思想、感情表現の手段として、針灸写真を通して我が国の文化の発展に寄与し、社会的な地位向上を計るものとする。
4. 本会は、針灸写真に対しての意義、愛着を持つ者によって構成し、各自の持つ、知恵や情報交換を通じて、技術、知識、人格の向上と友好の輪を広げるものとする。
5. 本会は、針灸写真愛好家たちが各地で構成するグループ活動に協力し、適切な技術情報や活動状況の広報発表の場、および各種ノウハウを提供し、針灸写真を愛する個人、およびグループの夢を実現することを目的とし針灸写真の普及に努める。
6. 本会の活動は、単に日本国内のみならず、国際的な交流、連携をも目指すものとし針灸写真を通じて文化、芸術的な国際交流および親善の役割を果たすものとする。

第4条(事業)

本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 針灸写真の普及・発展のための活動
 - (1) 針灸写真に関する技術向上・人材育成・教育普及のためのワークショップおよび講習会(指導者向・高齢者向、一般向・青少年向など)の開催。

- (2) 針灸写真に関するシンポジウム・講演会・研究会の開催。
- (3) 針灸写真を通じて、学校の総合学習への協力事業の開催。
2. 針灸写真による撮影会・展覧会、および会員相互間の親睦のための交流会の開催。本会以外の、日本および国際的な展覧会への応募、参加。
3. 針灸写真に関する広報情報伝達的手段として、ホームページの開設・運用、機関紙発行、メールマガジンの発行、写真集書籍の発刊、および、メーリングリストの開設・運用。
4. 針灸写真の普及活動展開のための情報、資料の収集、および調査研究。
5. その他、本会の目的を達成するために必要な事業およびそれに付随する業務。

第5条(指導および、後援、協賛)

1. 本会の事業目的に賛同する、学校や、各種、団体グループ等より要請があった場合は、可能な限り、技術、科学、芸術表現などの指導、協力、後援をする。
2. 本会は前記、目的および事業達成のため、必要に応じ学校、写真関係団体、および官公署、公共機関、各種法人、企業、などの後援、協賛を受けることが出来る。

第3章 会員

第6条(会員資格および会費など)

1. 本会の会員は、正会員、賛助会員および名誉会員とする。
2. 正会員になるものは、本会の趣旨に賛同し、継続的に活動する意志を持ち、入会申込書を会長宛に提出するものとする。
3. 会員には会員証を発行する。
4. 賛助会員は、本会の趣旨に賛同し、本会の事業を支援してくれる個人または各種団体、法人とする。
5. 名誉会員は、本会に特に功労のあったもので、理事会の提議により総会の決議をもって推薦された者とし、本人の承認を得るものとする。
7. 会員は入会金および会費を納入しなければならない。金額は、別途、これを定める。
8. 名誉会員は、入会金および会費を要しない。

第7条(会員資格喪失および退会、除名)

1. 会員は次の事由によって資格を喪失する。
 - (1) 退会したとき。
 - (2) 死亡もしくは失踪宣告を受け、または任意団体、法人が解散したとき
 - (3) 除名されたとき

2. 会員が退会するときは、退会届に理由を付し、会員証を添え、会長に提出しなければならない。
3. 会員が次の各号の一に該当するときは、会長が除名することができる。
 - (1) 本会の名誉を傷つけ、または本会の目的に違反する行為があったとき。
 - (2) 犯罪行為、もしくは公序良俗に反する行為を行ったとき。
 - (3) 本会の会員としての義務に違反したとき。
 - (4) 会費を一年以上滞納したとき。

第4章 組織および役員

第8条(組織)

1. 本会の円滑なる組織運営のため次条に定める役員を置く。

第9条(役員)

役員は、理事 20名以内を置き、理事の中より下記役員を選任する。

- | | |
|----------|-----------|
| 1. 会長 | 1名 |
| 2. 副会長 | 1名 (複数名可) |
| 3. 事務局長 | 1名 |
| 4. 運営本部長 | 1名 |
| 5. 国際部長 | 1名 |
| 6. 常任理事 | 10名 |
| 7. 非常任理事 | 若干名 |
| 8. 監事 | 1名 (複数名可) |
| 9. 顧問 | 若干名 |

10. その他、会計、書記などを置く。
上記理事以外に、各支部長は理事と同等の扱いとする。

第10条(役員職務)

1. 会長は本会を代表し、本会の業務、事業を統括する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
3. その他、役員は会長の指示に従い、本会目的の事業遂行のためにその職責を果たす。

第11条(理事会)

1. 会長は必要に応じ、理事会を招集することができる。理事は理事会を組織し、本会の運営に関する事業の計画、立案、実行等にかかわるすべての事項の議事を審議、決定する。
2. 理事会の議長は、会長がこれにあたる。
3. 理事会は、原則として2ヶ月に1回開催する。上記理事会の他、IT技術を活用した「理事会メーリングリスト」を設定し、各理事が、必要と認めた事項をメーリングリスト上で提議することにより、これを以て議題とし、各理事で検討、討議する。但し、上記議題に対し1週間、発言がない場合は賛成したものとみなす。メーリングリスト上の司会者は、理事の互選により決定する。

4. 会長が必要と認めた場合、または理事の4分の1以上の者から請求があった場合に臨時理事会を開催することが出来る。

5. 会議は、理事の2分の1以上の出席により成立する。但し、委任状の提出ある時はこれを出席とみなす。議事は出席した理事の過半数以上の賛成により決定する。

6. 理事会は、本会の事業の遂行にあたり、必要に応じて委員会を置くことが出来る。

第12条(役員の任期)

役員任期は2年間とし、再任を妨げない。

第13条(役員報酬)

役員報酬は無償とする。

第5章 会議

第14条(総会)

1. 総会は、年1回開催し、会長がこれを招集する。
2. 総会の議長は、会長がこれにあたる。
3. 但し、会長が指名する者が議事進行にあたることを妨げるものでない。
4. その他、特別な事由ある場合には、会員の4分の1以上の開催請求、または理事会の決定に基づき臨時総会を開催できるものとする。
5. 総会、および理事会など、各種会議の記録は、書記がこれを行う。また、重要決定事項については、別途、会長名にて報告するための会議記録資料を提出する。

第6章 会計

第15条(会計年度)

1. 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、3月31日に終わる。
2. 会計内容は、会計担当監事の監査を受け、理事会の承認を経て、総会にて承認を得るものとする。

第7章 本会の発足日及び規約の施行日

第16条(本会の発足日及び規約の施行日)

本会の発足日は、平成16年12月1日とし、同日より規約を施行する。

第8章 規約の変更

第17条(規約の変更)

本会の規約の変更は、理事会で審議、決定し、総会の承認を得るものとする。運用時期は、理事会で決定した時点とする。

第9章 雑則

第18条

1. 本会の運営には、時代を反映する各種「IT技術」を効率的に活用する。
2. 本会でいう「針穴写真」とは、広く、レンズを使用しない写真と捉えることとし、レンズの代わりとして「小さな穴」を開けた、いわゆる「ピンホール板」を使用するもの他、スリット、ゾンプレートなど、光が狭い間隔を通して結像する現象を写真化したものをいう。感光材料の上に直接物体を置いて作品化する、いわゆるフォトグラムなどは含めない。
3. その他、本会運営に必要な細則は別途これを定める。

第19条(会計口座管理)

1. 会計口座は、会計が管理する。
会計：中島正己、水口洋一郎

日本針穴写真協会・運営細則

第1条(入会金および年会費)

会員は次の区分によって入会金および年会費を納める。

1. 入会金

- ・正会員 2,000円
- ・賛助会員 なし
- ・名誉会員 なし

2. 年会費

- ・正会員 2,000円
- ・賛助会員 一口 10,000円以上
(資金支援をしてくれる会員)
- ・名誉会員 なし

ただし、本部役員および支部長は免除する。

※ 賛助会員とは、会則、第3章、6条、4項に示した、本会の趣旨に賛同し、本会の事業を支援してくれる個人または各種団体および法人とするが、具体的には、

- ・資金面の賛助会員
- ・場所提供面(展覧会、講演会、ワークショップ開催時など)の賛助会員
- ・資材・物品面(感光材料、等)援助、提供協力の賛助会員
- ・諸事業開催時の側面援助、協力(後援名義、広告協力など)の賛助会員等をいう。

3. 海外会員への対応

海外会員の入会金および年会費は、協会の受け入れ態勢が整うまで免除する。

第2条(報酬の協会への寄付)

協会へ依頼のあったワークショップなどで得られた報酬は、各自の得た報酬から必要経費(交通費・食事代等)を除いた額の25%程度を協会へ寄付する。

第3条(緊急措置)

会長、副会長、国際部長、事務局長、運営本部長は、運営上緊急を要する事案に対し適切な措置をとることができる。ただし、事後処理後すみやかに理事会に報告するものとする。

平成17年11月1日	本部移管	所在地変更
平成18年4月1日	関西支部新設	
平成18年4月1日	北海道支部新設	
平成18年8月27日	役員規約、理事会規約改正	
平成19年8月12日	群馬支部新設	
	入会金・年会費規約改正	
平成21年9月9日	関西支部長交代に伴う変更	
平成22年7月19日	正会員統一に伴う変更	
平成24年11月4日	役員改選	
平成25年3月31日	事務局移管(事務局長改選)	
平成25年4月1日	東京支部移管 (東京支部長改選)	
平成25年4月23日	会計口座管理に関する事項追加	
平成27年9月19日	関西支部・群馬支部廃止	
平成30年3月31日	支部制度廃止に伴う変更	